

豊中市立体育館等の個人使用及び体力診断システムに係る

市外者料金設定のお知らせ

日ごろは、豊中市体育施設のご利用ならびに施設運営にご協力いただきありがとうございます。さて、このたび、豊中市体育施設条例の改正に伴い、体育館等の個人使用及び体力診断システムに係る市外者料金を設定し、下記のとおり実施いたします。

記

1. 実施日 令和元年（2019年）10月1日～

2. 料金変更表（市内者料金の2倍）

○個人使用

（豊島体育館・柴原体育館・庄内体育館・豊泉家千里体育館・武道館ひびき・高川スポーツルーム）

個人使用 (3時間以内)	市外者料金	
	設定前	設定後
大人（中学生を除く15歳以上）	400円	800円
高齢者（65歳以上）		
障害者（手帳等の交付を受けている人）		
小人（小・中学生）	200円	400円

○体力診断システム（庄内体育館・豊泉家千里体育館）

体力診断システム使用料 (1回)	市外者料金	
	設定前	設定後
大人（中学生を除く15歳以上）	500円	1,000円
高齢者（65歳以上）		
障害者（手帳等の交付を受けている人）		

※市外者料金の対象となる人は豊中市在住・在勤・在学以外の人となります。

◆市外者料金の設定に伴い、利用区分毎の証明の代わりとなる利用者カードを発行いたします。詳しくは施設までお問い合わせください。

豊中市都市活力部スポーツ振興課
豊中市屋内体育施設等指定管理者